

貨物軽自動車運送約款

イエロー・ロジスティクス

2020 年 5 月制定

2024 年 11 月改定

○貨物軽自動車運送約款

目次

- 第一章 総則（第一条・第二条）
- 第二章 運送業務等（第三条－第五十一条）
 - 第一節 通則（第三条－第五条）
 - 第二節 引受け（第六条－第十六条）
 - 第三節 積込み又は取卸し（第十七条）
 - 第四節 貨物の受取及び引渡し（第十八条－第二十五条）
 - 第五節 指図（第二十六条・第二十七条）
 - 第六節 事故（第二十八条－第三十条）
 - 第七節 運賃、料金及び距離計算（第三十一条－第三十八条）
 - 第八節 責任（第三十九条－第五十一条）
- 第三章 附帯業務（第五十二条・第五十三条）
- 第四章 特則（第五十四条－第五十九条）

第一章 総則

（事業の種類）

第一条

- 1 当店は、貨物軽自動車運送事業での貨物運送事業を行います。
- 2 当店は、前項の事業に附帯する事業を行います。

（適用範囲）

第二条

- 1 当店の経営する貨物軽自動車運送事業に関する運送契約は、この運送約款の定めるところによりおこなわれます。また、この運送約款に定めのない事項については、法令又は一般の慣習によりおこなわれます。
- 2 当店は、前項の規定にかかわらず、法令に反しない範囲で、特約の申込みに応じることがあります。

第二章 運送業務等

第一節 通則

（受付日時）

第三条

- 1 当店は、受付日時を定め、店頭、パンフレット及びインターネット上その他適切な手段により掲示を行います。
- 2 前項の受付日時を変更する場合には、あらかじめ店頭、パンフレット及びインターネット上その他適切な手段により掲示を行います。

(運送の順序)

第四条

当店は、運送の申込みを受けた順序により貨物の運送を行います。ただし、腐敗又は変質しやすい貨物を運送する場合その他正当な事由がある場合は、この限りではありません。

(引渡期間)

第五条

- 1 当店は、発送地から配達先及び到達地までの運送距離・経路・方法に応じて、合理的に算出される日時（以下「貨物引渡予定日時」という）までに貨物を引渡します。ただし、交通事情等により、貨物引渡予定日時を超過して引渡することがあります。
- 2 前項の規定にかかわらず、当店は、荷送人より貨物の引渡希望日時（以下「貨物引渡希望日時」という）の通知を受けた上でその運送を引受けたときは、その貨物引渡希望日時までに貨物を引渡します。ただし、交通事情等により、貨物引渡希望日時を超過して引渡することがあります。

第二節 引受け

(貨物の種類及び性質の確認)

第六条

- 1 当店は、貨物の運送の申込みがあったときは、その貨物の種類及び性質を通知することを申込者に求めることがあります。
- 2 当店は、前項の場合において、貨物の種類及び性質につき申込者が通知したことに疑いがあるときは、申込者の同意を得て、その立会いの上で、これを点検することがあります。
- 3 当店は、前項の規定により点検をした場合において、貨物の種類及び性質が申込者の通知したところと異ならないときは、これにより生じた損害の賠償をします。但し、賠償の責任限度額は、運賃・料金等の額を限度とします。
- 4 当店は、第二項の規定により点検をした場合において、貨物の種類及び性質が申込者の通知したところと異なるときは、申込者に点検に要した費用を負担していただきます。

(引受拒絶)

第七条

当店は、次の各号の一に該当する場合には、運送の引受けを拒絶することがあります。なお、当店は自らの裁量により引受拒絶に該当する場合であっても、当店の指定する一定の条件を付した上で取扱うことがあるものとします。

- 一 当該運送の申込みが、この運送約款によらないものであるとき
- 二 申込者が、前条第一項の規定による通知をせず、あるいは運送状に必要な事項を記載せず、又は同条第二項の規定による点検の同意を与えないとき
- 三 荷造りが運送に適さない時
- 四 当該運送に適する設備がないとき
- 五 当該運送に関し、申込者から特別の負担を求められたとき
- 六 当該運送が、法令の規定又は公の秩序若しくは善良の風俗に反するものであるとき
- 七 貨物が次に掲げるものであるとき

ア.火薬類その他の危険品、不潔な物品等荷台や他の貨物に損害を及ぼすおそれのあるもの(危険品とは、火薬類、高圧ガス、腐食性液体、引火性液体、可燃性液体、可燃性固体、酸化性物質、毒物、放射性物質、磁性物質、その他の有害物件及びその付着物件等、又は銃砲刀剣類等であって航空法施行規則第百九十四条の規定により輸送が禁止されているもの(同条第二項の規定により同項の要件を満たすことによってこれに含まれないものとされたものであっても、航空会社において引受け条件を指定されているものを含む)をいう。)

イ.第十条に定める高価品および貴重品

ウ.当店が特に定めて下記に表示したもの

- ・遺骨、位牌、遺灰
- ・花火、シンナー等発火性、引火性、揮発性のあるもの
- ・銃砲刀剣類、麻酔類
- ・動物、植物
- ・毒物及び劇物類
- ・クレジットカード、キャッシュカード等のカード類
- ・再発行が困難な受験票、パスポート、車検証類
- ・再作成不可能な原稿、原図、テープ、フィルム類
- ・暗号化等の適切な安全措置が講じられていない機密情報又は個人情報

八、天災その他やむを得ない事由があるとき

九、その他当店が特に定めたもの

(引受け限度額)

第八条

前条にかかわらず、当店はいかなる場合においても、価額が 1,000 万円を超える貨物の運送の引受けは行いません。

(運送状等)

第九条

- 1 荷送人は、当店が必要でないとは認めた場合を除き、次の事項を記載した運送状を、署名又は記名捺印の上、一口ごとに交付しなければなりません。
 - 一 貨物の品名、品質及び重量又は容積並びにその荷造りの種類及び個数
 - 二 貨物の運送日時、発送地及び配達地又は到達地(貨物の積込み開始日時・場所、取卸し終了日時・場所)(団地、アパートその他高層建築物にあっては、その名称及び棟・室番号を含む。)
 - 三 荷送人及び荷受人の氏名又は商号並びに住所及び電話番号
 - 四 運送状の作成年月日
 - 五 運送の扱種別(貸切距離制・貸切時間制)
 - 六 運賃、料金(第三十三条に規定する積込料及び取卸し料等、第三十四条に規定する待機時間料、第五十二条第一項に規定する附帯業務料等及び運賃料金表規定の割増料金等をいう。)、燃料サーチャージ、有料道路利用料、立替金その他の費用(以下「運賃・料金等」という。)の額その他その支払に関する事項
 - 七 高価品については、貨物の種類及び価額
 - 八 貨物の積込み又は取卸しを委託するときは、その旨
 - 九 第五十二条第一項に規定する附帯業務を委託するときは、その旨
 - 十 品代金の取り立てを委託するときは、その旨
 - 十一 運送保険に付することを委託するときは、その旨
 - 十二 支払方法、支払期日
 - 十三 その他その貨物の運送に関し必要な事項
- 2 荷送人が当店に貨物の運送を委託するときは、当店所定の運送状に必要事項を記入のうえ、荷送人控え(運送状)を切り離し、残りの運送状を貨物とともに当店に引渡すものとします。
- 3 運送状に必要事項の記載がないとき又は誤りがあるときに、当店は荷送人のためにそれらを補完あるいは訂正することができますが、当店は、それらを補完、修正あるいは訂正する義務を負うものではありません。
- 4 当店は、荷送人の要請により、又は状況を鑑みて、運送状を荷送人に代わって作成することができますが、この場合、その要請した荷送人はその作成に必要な情報を全て当店に提供しなければなりません。
- 5 前二項の規定に従って当店が運送状を補完、修正あるいは訂正し、又は荷送人に代わって運送状を作成した場合、荷送人は、当店が運送状に記載した事項の不備、不正確又は不

完全のために被ったすべての損害について自ら責任を負い、当店に対し一切不服を申し立てないものとします。

- 6 荷送人は、運送状の交付に代えて、当店の承諾を得て、運送状に記載すべき事項を電磁的方法(メール等)により提供することができます。この場合においては、荷送人は、これをもって運送状を交付したものとみなします。
- 7 荷送人は、当店が第一項の運送状の交付の必要がないと認めたときは、当店に第一項各号に掲げる事項を通知しなければなりません。

(高価品及び貴重品)

第十条

この運送約款において高価品及び貴重品とは、次に掲げるものをいいます。

- 一 貨幣、紙幣、銀行券、印紙、郵便切手及び公債証書、株券、債券、商品券その他の有価証券並びに金、銀、白金その他の貴金属、イリジウム、タンゲステンその他の稀金属、金剛石、紅玉、緑柱石、琥珀、真珠その他の宝玉石、象牙、べっ甲、珊瑚及び各その製品
- 二 美術品及び骨董品

(運送の扱種別等不明な場合)

第十一条

当店は、荷送人が運送の申込みをするに当たり、運送の扱種別その他その貨物の運送に関し必要な事項を明示しなかった場合は、荷送人にとって最も有利と認められるところにより、当該貨物の運送をします。

(荷造り)

第十二条

- 1 荷送人は、貨物の性質、重量、容積、運送距離及び運送の扱種別等に応じて、運送に適するように荷造りをしなければなりません。
- 2 当店は、貨物の荷造りが十分でないときは、荷送人に対し必要な荷造りを要求し、又は荷送人の負担により必要な荷造りを行います。
- 3 当店は、荷造りが十分でない貨物であっても、他の貨物に対し損害を与えないと認め、かつ、荷送人が書面により荷造りの不備による損害を負担することを承諾したときは、その運送を引き受けることがあります。

(外装表示)

第十三条

- 1 荷送人は、貨物の外装に次の事項を見やすいように表示しなければなりません。ただし、

当店が必要がないと認めた事項については、この限りではありません。

- 一 荷送人及び荷受人の氏名又は商号及び住所
- 二 品名
- 三 個数
- 四 その他運送の取扱いに必要な事項

- 2 荷送人は、当店が認めたときは、前項各号に掲げる事項を記載した荷札をもって前項の外装表示に代えることができます。

(動物等の運送)

第十四条

当店は、動物その他特殊な管理を要する貨物の運送を引き受けたときは、荷送人又は荷受人に対して次に掲げることを請求することがあります。

- 一 当店において、持込み又は受取の日時を指定すること。
- 二 当該貨物の運送につき、付添人を付すること

(危険品についての特則)

第十五条

荷送人は、爆発、発火その他運送上の危険を生ずるおそれのある貨物については、その旨を当該貨物の外部の見やすい箇所に明記するとともに、あらかじめ、その旨及び当該貨物の品名、性質その他の当該貨物の安全な運送に必要な情報を当店に通知しなければなりません。

(連絡運輸又は利用運送)

第十六条

当店は、荷送人の利益を害しない限り、引き受けた貨物の運送を他の運送機関と連絡して、又は他の貨物自動車運送事業者の行う運送若しくは他の運送機関を利用して運送することがあります(第一条第一項の運送手段に限られません。)。

第三節 積込み又は取卸し

(積込み又は取卸し)

第十七条

- 1 当店は、貨物の積込み又は取卸しを引き受けた場合には、当店の責任においてこれを行います。
- 2 シート、ロープ、建木、台木、充てん物その他の積付用品は、通常貨物自動車運送事業者が備えているものを除き、荷送人又は荷受人の負担とします。

第四節 貨物の受取及び引渡し

(受取及び引渡しの場所)

第十八条

当店は、運送状に記載され、又は通知された発送地において荷送人又は荷送人の指定する者から貨物を受取り、運送状に記載され、又は通知された配達先及び到達地において荷受人又は荷受人の指定する者に貨物を引渡します。

(管理者等に対する引渡し)

第十九条

当店は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に掲げる者に対する貨物の引渡しをもって荷受人に対する引渡しとみなします。

- 一 荷受人又は荷受人の指定する者が引渡先に不在の場合には、その引渡先における同居者、従業員又はこれに準ずる者
- 二 船舶、寄宿舍、旅館等が引渡先の場合には、その管理者又はこれに準ずる者

(留置権の行使)

第二十条

- 1 当店は、貨物に関し受け取るべき運賃・料金等又は品代金等の支払を受けなければ、当該貨物の引渡しをしません。
- 2 商人である荷送人が、その営業のために当店と締結した運送契約について、運賃・料金等を所定期日までに支払わなかったときは、当店は、その支払を受けなければ、当該荷送人との運送契約によって当店が占有する荷送人所有の貨物の引渡しをしないことがあります。

(指図の催告)

第二十一条

- 1 当店は、荷受人を確認することができない場合は、遅滞なく、荷送人に対し、相当の期間を定め貨物の処分につき指図すべきことを催告することがあります。
- 2 当店は、次の場合には、遅滞なく荷受人に対し相当の期間を定めその貨物の受取を催告し、その期間経過の後さらに荷送人に対し前項に規定する指図と同じ内容の催告をすることがあります。
 - 一 貨物の引き渡しについて争いがあるとき
 - 二 荷受人が、貨物の受取を怠り、若しくは拒み、又はその他の理由によりこれを受け取ることができないとき

(引渡不能の貨物の寄託)

第二十二條

- 1 当店は、荷受人を確知することができない場合又は前条第二項各号に掲げる場合には、荷受人の費用をもって、その貨物を倉庫営業者に寄託することがあります。
- 2 当店は、前項の規定により貨物の寄託をしたときは、遅滞なく、その旨を荷送人又は荷受人に対して通知します。
- 3 当店は、第一項の規定により貨物の寄託をした場合において、倉庫証券を作らせたときは、その証券の交付をもって貨物の引渡しに代えることがあります。
- 4 当店は、第一項の規定により寄託をした貨物の引渡しの請求があった場合において、当該貨物について倉庫証券を作らせたときは、運賃・料金等及び寄託に要した費用の弁済を受けるまで、当該倉庫証券を留置することがあります。

(引渡不能の貨物の供託)

第二十三條

- 1 当店は、荷受人を確知することができない場合又は第二十一条第二項各号に掲げる場合には、その貨物を供託することがあります。
- 2 当店は、前項の規定により貨物の供託をしたときは、遅滞なく、その旨を荷送人又は荷受人に対して通知します。

(引渡不能の貨物の競売)

第二十四條

- 1 当店は、第二十一条の規定により荷送人に対して指図すべきことを求めた場合において、荷送人が指図をしないときは、その貨物を競売することがあります。
- 2 当店は、前項の規定により貨物の競売をしたときは、遅滞なく、その旨を荷送人又は荷受人に対して通知します。
- 3 当店は、第一項の規定により貨物の競売をしたときは、その代価の全部又は一部を運賃・料金等並びに指図の請求及び競売に要した費用に充当し、不足があるときは荷送人にその支払を請求し、余剰があるときはこれを荷送人に交付し又は供託します。

(引渡不能の貨物の任意売却)

第二十五條

- 1 当店は、荷受人を確知することができない場合又は第二十一条第二項各号の場合において、その貨物が腐敗又は変質しやすいものであって、前条の手続をとるいとまがないときは、その手続によらず、公正な第三者を立ち会わせて、これを売却することがあります。
- 2 前項の規定による売却には、前条第二項及び第三項の規定を準用します。

第五節 指図

（貨物の処分権）

第二十六条

- 1 荷送人は、当店に対し、貨物の運送の中止、返送、転送その他の処分につき指図をすることができます。
- 2 前項に規定する荷送人の権利は、貨物が到達地に到着した後、荷受人が貨物の引渡し又はその損害賠償の請求をしたときは、行使することができません。
- 3 第一項の指図をする場合において、当店が要求したときは、指図書を提出しなければなりません。
- 4 第一項に規定する指図に従って行う処分に要する費用は、荷送人の負担とします。

（指図に応じない場合）

第二十七条

- 1 当店は、運送上の支障が生ずるおそれがあると認める場合には、前条第一項の規定による指図に応じないことがあります。
- 2 前項の規定により、指図に応じないときは、遅滞なく、その旨を荷送人に通知します。

第六節 事故

（事故の際の措置）

第二十八条

- 1 当店は、次の場合には、遅滞なく、荷送人に対し、相当の期間を定め、その貨物の処分につき指図を求めます。
 - 一 貨物の著しい滅失、損傷その他の損害を発見したとき
 - 二 当初の運送経路又は運送方法によることができなくなったとき
 - 三 貨物の引渡しに貨物引渡予定日時あるいは引渡希望日時より著しく遅延すると判断したとき
 - 四 相当の期間、当該運送を中断せざるを得ないとき。
- 2 当店は、前項各号の場合において、指図を待ついとまがないとき又は当店の定めた期間内に前項の指図がないときは、荷送人の利益のために、当店の裁量によって、当該貨物の運送の中止若しくは返送、又は運送経路若しくは運送方法の変更その他の適切な処分をすることがあります。
- 3 前項の規定による処分をしたときは、遅滞なく、その旨を荷送人に通知します。
- 4 第一項に規定する指図の請求及び指図に従って行った処分、又は第二項の規定による処分に要した費用は、貨物の損傷その他の損害又は遅延が荷送人の責任による事由又は

貨物の性質若しくは欠陥によるときは荷送人の負担とし、その他のときは当店の負担とします。但し、不可抗力など当店の責任によらない場合は、双方で協議して定めるものとします。

5 第一項の規定による指図には、前条の規定を準用します。

(危険品等の処分)

第二十九条

- 1 当店は、第十五条の規定による通知及び明記をしなかった爆発、発火その他運送上の危険を生ずるおそれのある貨物について、必要に応じ、いつでもその取卸し、破棄その他運送上の危険を除去するための処分をすることができます。同条の規定による通知及び明記をした場合において、当該貨物が他に損害を及ぼすおそれが生じたときも同様とします。
- 2 前項前段の処分に要した費用は、すべて荷送人の負担とします。
- 3 当店は、第一項の規定による処分をしたときは、遅滞なくその旨を荷送人に通知します。

(事故証明書の発行)

第三十条

- 1 当店は、貨物の全部滅失に関し証明の請求があったときは、その貨物の引渡期間の満了の日から一月以内に限り、事故証明書を発行します。
- 2 当店は、貨物の一部滅失、損傷又は延着に関し、その数量、状態又は引渡しの日時につき証明の請求があったときは、当該貨物の引渡しの日に関し、事故証明書を発行します。ただし、特別な事情がある場合は、当該貨物の引渡しの日以降においても、発行することがあります。

第七節 運賃、料金及び距離計算

(運賃、料金及び距離計算)

第三十一条

- 1 「運賃」とは、発送地から配達地又は到達地までの運送に対する対価を指し、貨物は、車上受け及び車上渡しを原則とします。
- 2 運賃及び料金並びにその適用方法は、当店の別に定める運賃料金表によります。
- 3 商業上の事業として当店の運送契約を締結する者ではない個人を対象とした運賃及び料金並びにその適用方法は、問い合わせ時等に別途提示します。
- 4 発送地から配達先及び到達地まで等の距離の算出は、携帯アプリ「Google マップ」を用いて最短経路を算出します。

(運賃、料金等の収受方法)

第三十二条

- 1 当店は、貨物を受け取るまで、荷送人から運賃・料金等を収受します。
- 2 前項の場合において、運賃・料金等の額が確定しないときは、その概算額の前渡しを受け、運賃・料金等の確定後荷送人に対し、その過不足を払い戻し、又は追徴します。
- 3 当店は、第一項の規定にかかわらず、貨物を引き渡すまで、運賃・料金等を荷受人から収受することを認めることがあります。
- 4 本条に基づいて請求書が発出される場合には、荷送人その他支払義務を負う者は請求書に記載された金額を支払期日までに支払わなければなりません。
- 5 当店は、収受した運賃・料金等の割戻しはいたしません。

(積込料又は取卸し料等)

第三十三条

当店は、貨物の積込み又は取卸しを引き受けた場合には、当店は別に定める料金又は実際に要した費用を収受します。

(待機時間料)

第三十四条

当店は、車両が貨物の発送地又は配達先及び到達地に到着後、荷送人又は荷受人の責により待機した時間（荷送人又は荷受人が貨物の積込み若しくは取卸し又は第五十二条第一項に規定する附帯業務を行う場合における待機した時間を含む。）に応じて、当店は別に定める料金を収受します。

(延滞料)

第三十五条

当店は、貨物を引き渡したときまで、荷送人又は荷受人が運賃・料金等を支払わなかったときは、貨物を引き渡した日の翌日から運賃・料金等の支払を受けた日までの期間に対し、年利十五パーセントの割合で、延滞料の支払いを請求することがあります。

(運賃・料金等請求権)

第三十六条

- 1 当店は、貨物の全部又は一部が天災その他やむを得ない事由により滅失し、若しくは相当程度の損傷を生じたとき又は当店は責任を負う事由により滅失したときは、当該滅失し、又は損傷を生じた貨物に係る運賃・料金等を請求しません。この場合において、当店は既に運賃・料金等の全部又は一部を収受しているときは、これを払い戻します。
- 2 当店は、貨物の全部又は一部がその性質若しくは欠陥又は荷送人の責任による事由に

よって滅失したときは、当該滅失し、又は損傷を生じた貨物に係る運賃・料金等の全額を収受します。

(事故等と運賃・料金等)

第三十七条

当店は、第二十六条及び第二十八条の規定により処分をしたときは、その処分に応じて、又は既に行った運送の割合に応じて、運賃・料金等を収受します。ただし、既にその貨物について運賃・料金等の全部又は一部を収受している場合には、不足があるときには、荷送人又は荷受人にその支払を請求し、余剰があるときには、これを荷送人又は荷受人に払い戻します。

(中止手数料)

第三十八条

- 1 当店は、運送の中止の指図に応じた場合には、荷送人が責任を負わない事由によるものを除いて、中止手数料を請求することがあります。ただし、荷送人が、貨物の積込みの行われるべきであった日の2日前までに運送の中止をしたときは、この限りではありません。
- 2 前項の中止手数料は、次の各号のとおりとします。
 - 一 積合せ貨物の運送にあつては、一運送契約につき1千円
 - 二 貸切り貨物の運送にあつては、前日における中止の場合、予定運賃の9割
 - 三 貸切り貨物の運送にあつては、当日における中止の場合、予定運賃の全額。

第八節 責任

(責任の始期)

第三十九条

当店の貨物の滅失、損傷についての責任は、貨物を荷送人から受け取った時に始まります。

(責任と挙証)

第四十条

当店は、貨物の受取から引渡しまでの間にその貨物が滅失し若しくは損傷し、若しくはその滅失若しくは損傷の原因が生じ、又は貨物が延着したときは、これによって生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当店は、自己又は使用人その他運送のために使用した者がその貨物の受取、運送、保管及び引渡しについて注意を怠らなかったことを証明したときは、この限りではありません。

(特殊な管理を要する貨物の運送の責任)

第四十一条

当店は、動物その他特殊な管理を要する貨物の運送について、第十四条第二号の規定に基づき付添人が付された場合には、当該貨物の特殊な管理について責任を負いません。

(荷送人の申告等の責任)

第四十二条

当店は、貨物の内容を容易に知ることができないものについて、運送状の記載又は荷送人の申告により運送受託書、貨物発送通知書等に品名、品質、重量、容積又は価額を記載したときは、その記載について責任を負いません。

(送り状等の記載の不完全等の責任)

第四十三条

- 1 当店は、運送状若しくは外装表示等の記載又は荷送人の申告が不実又は不備であったために生じた損害については、その責任を負いません。
- 2 前項の場合において、当店の損害を被ったときは、荷送人はその損害を賠償しなければなりません。

(免責)

第四十四条

当店は、次の事由による貨物の滅失、損傷、延着その他の損害については、損害賠償の責任を負いません。

- 一 当該貨物の欠陥、自然の消耗、虫害又は鼠害
- 二 当該貨物の性質による発火、爆発、むれ、かび、腐敗、変色、さびその他これに類似する事由
- 三 同盟罷業、同盟怠業、社会的騒擾その他の事変又は犯罪
- 四 不可抗力による火災
- 五 地震、津波、高潮、大水、大雨、台風を含む暴風雨、地すべり、山崩れ等その他の天災
- 六 法令又は公権力の発動による運送の差止め、開封、没収、差押え又は第三者への引渡し
- 七 予見できない異常な交通障害、回線・通信障害
- 八 荷送人又は荷受人の故意又は過失

(高価品に対する特則)

第四十五条

- 1 高価品については、荷送人が申込みをするに当たり、その種類及び価額を通知しなければ、当店は、その滅失、損傷又は延着について損害賠償の責任を負いません。
- 2 前項の規定は、次に掲げる場合には、適用しません。
 - 一 運送契約の締結の当時、貨物が高価品であることを当店が知っていたとき。
 - 二 当店の故意又は重大な過失によって高価品の滅失、損傷又は延着が生じたとき。

(責任の特別消滅事由)

第四十六条

- 1 当店の貨物の一部滅失又は損傷についての責任は、荷受人が留保しないで貨物を受け取ったときは、消滅します。ただし、貨物に直ちに発見することのできない損傷又は一部滅失があった場合において、貨物の引渡しの日から二週間以内に当店に対してその通知を発したときは、この限りではありません。
- 2 前項の規定は、貨物の引渡しの当時、当店がその貨物に損傷又は一部滅失があることを知っていたときは、適用しません。
- 3 荷送人が第三者から委託を受けた貨物の運送を当店が行う場合において、当該貨物の運送に係る荷受人への貨物の引渡しの日から二週間以内に、荷送人が、貨物に直ちに発見することのできない損傷又は一部滅失があった旨の通知を受けたときは、荷送人に対する当店の責任に係る第一項ただし書の期間は、荷送人が当該通知を受けた日から二週間を経過する日まで延長されたものとみなします。

(責任限度額)

第四十七条

当店は当該契約において責任を負うべき損害については、当店が加入する運送保険に基づき、三百万円を責任限度額とする範囲内に限り損害を賠償する義務を負います。

(損害賠償の額)

第四十八条

- 1 貨物に全部滅失があった場合の損害賠償の額は、その引渡しがされるべき日の到達地の価額によって、これを定めます。
- 2 貨物に一部滅失又は損傷があった場合の損害賠償の額は、その引渡しがされた日における、到達地での引き渡された貨物の価額と一部滅失又は損傷がなかったときの貨物との、到達地における価額の差額によってこれを定めます。
- 3 第三十六条第一項の規定により、貨物の滅失又は損傷のため荷送人又は荷受人が支払うことを要しない運賃・料金等は、前二項の賠償額よりこれを控除します。
- 4 第一項及び第二項の場合において、貨物の価額又は損害額について争いがあるときは、公平な第三者の鑑定又は評価によりその額を決定します。

- 5 当店は、貨物が延着した場合の損害については、交通事情等の特段の事由による場合を除き、損害を賠償する義務を負います。この場合の損害賠償の額は、運賃・料金等の総額を限度とします。
- 6 当店の賠償する対象は直接損害に限定され、間接損害・特別損害・付随的損害などについてはその原因如何またはその発生を当店が察知していたか否かにかかわらず、その責任を負わないものとします。間接損害には得べかりし利益・利息及び効用の損失又は商機の逸失を含むものとし、またこれに限定されません。
- 7 当店は、本条各項の規定にかかわらず、当店の故意又は重大な過失によって貨物の滅失、損傷又は延着を生じさせたときは、それにより生じた損害を賠償します。

(除斥期間)

第四十九条

- 1 当店の責任は、貨物の引渡しが行われた日（貨物の全部滅失の場合にあっては、その引渡しが行われるべき日）から一年以内に裁判上の請求がされないときは、消滅します。
- 2 前項の期間は、貨物の滅失等による損害が発生した後に限り、合意により延長することができます。
- 3 荷送人が第三者から委託を受けた貨物の運送を当店が行う場合において、荷送人が第一項の期間内に損害を賠償し又は裁判上の請求をされたときは、荷送人に対する当店の責任に係る同項の期間は、荷送人が損害を賠償し又は裁判上の請求をされた日から三月を経過する日まで延長されたものとみなします。

(利用運送の際の責任)

第五十条

当店が他の貨物自動車運送事業者の行う運送又は他の運送機関を利用して運送を行う場合においても、運送上の責任は、この運送約款により当店が負います。

(賠償に基づく権利取得)

第五十一条

当店が貨物の全部の価額を賠償したときは、当店は、当該貨物に関する一切の権利を取得します。

第三章 附帯業務

(附帯業務及び附帯業務料)

第五十二条

- 1 当店は、品代金の取立て、荷掛金の立替え、貨物の荷造り、仕分、保管、検収及び検品、

横持ち及び縦持ち、棚入れ、ラベル貼り、はい作業その他第一条の貨物自動車運送事業に附帯して一定の時間、技能、機器等を必要とする業務（以下「附帯業務」という。）を引き受けた場合には、当店が別に定める料金又は実際に要した費用を収受し、当店の責任においてこれを行います。

- 2 附帯業務については、別段の定めがある場合を除き、性質の許す限り、第二章の規定を準用します。

（品代金の取立て）

第五十三条

- 1 品代金の取立ての追付又は変更は、その貨物の発送前に限り、これに応じます。
- 2 当店は、品代金の取立ての委託を受けた貨物を発送した後、荷送人が、当該品代金の取立ての委託を取り消した場合又は荷送人若しくは荷受人が責任を負う事由により当該品代金の取立てが不能となった場合は、当該品代金の取立料の払戻しはしません。

第4章 特則

（付保）

第五十四条

- 1 運送の申込みに際し、当店の申出により荷送人が承諾したときは、当店は、荷送人の費用によって運送保険の締結を引き受けます。
- 2 保険料率その他運送保険に関する事項は、別途提示します。

（引受け制限貨物等に関する特則）

第五十五条

- 1 第七条第六号に該当する貨物については、当店は、その滅失、損傷又は遅延について損害賠償の責任を負いません。
- 2 第七条第七号に該当する貨物については、当店がその旨を知らずに運送を引受けた場合は、当店は、貨物の滅失、損傷又は遅延について、損害賠償の責任を負いません。
- 3 壊れやすいもの、変質又は腐敗しやすいもの等運送上の特段の注意を要する貨物については、荷送人がその旨を運送状に記載せず、かつ、当店がその旨を知らなかった場合は、当店は、運送上の特段の注意を払わなかったことにより生じた貨物の滅失又は毀損について、損害賠償の責任を負いません。

（荷送人の賠償責任）

第五十六条

荷送人は、貨物の欠陥又は性質により当店で与えた損害について、損害賠償の責任を負わな

ければなりません。ただし、荷送人が過失なくしてその欠陥若しくは性質を知らなかったとき、又は当店がこれを知っていたときは、この限りではありません。

(準拠法)

第五十七条

この約款の下で、又はこの約款に関連して発生した一切の紛争は、日本国の法令に準拠するものとしします。

(合意管轄)

第五十八条

この約款に関する一切の紛争(裁判所の調停手続を含む)は、被告となる側の、当該運送契約書に記載するところの住所地を管轄する簡易裁判所又は地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

(部分的無効)

第五十九条

約款の条項が国際条約、法令、政府の規則、命令又は要請に相違して無効又は強制力のないものとされた場合でも、その他のすべての条項は当該条約、法令などと抵触しない限度において適用され、依然として有効且つ拘束力のあるものとしします。